

エキュメニカルな聖餐論の研究史

神 田 健 次

【1】問題の所在

激動の20世紀を回顧すれば、世界のキリスト教界も時代の大きな変革の激流を経験せざるを得なかった世紀であったと言える。そして、敢えてその最も重要な特徴を問うならば、エキュメニカルな世紀 (ecumenical century) と呼んでも決して過言ではないであろう。

このような20世紀における世界のキリスト教をエキュメニカルなキリスト教と特徴づける重大な出来事の一つとして、ローマ・カトリック教会の第二バチカン公会議 (1962—65年) における歴史的な転換をあげなければならない。しかしながら、そのようなカトリック教会の大きなエキュメニカルな転換への道を準備してきたのは、20世紀のエキュメニカル運動の嚆矢と言える1910年のエディンバラにおける歴史的な世界宣教会議以降、いわゆる草創期のエキュメニカル運動の諸潮流を収斂するかたちで1948年に成立した世界教会協議会 (World Council of the Churches=WCC) の取り組みにほかならない。⁽¹⁾

ところで、ヨハネによる福音書17章のいわゆるイエスの告別の祈りにおいては、「彼らも一つになるために」(22節) という重要な一言が語られている。教会が一つになるようにというこの主イエスの祈りは、歴史的に分裂を重ねてきた諸教会に対する最も根源的な呼びかけと言える。しかもこの主イエスの祈りが、弟子たちと共に囲む最後の晩餐の場面における祈りであったことは、教会の一致と聖餐との本質的な関係を示唆しているものと言えるであろう。

われわれが、教会の歴史における重大な諸教会の分裂をめぐる論争点に目を

エキュメニカルな聖餐論の研究史

むける時、そこに聖餐をめぐる厳しい神学的議論が大きな要因として反映していることを見出すことができる。例えば、16世紀の宗教改革におけるローマ・カトリック教会に対するルターやカルヴァンなどの批判の中で、聖餐理解をめぐる問題は主要な神学的要因の一つであった。さらに、宗教改革の陣営においてすらルターとツヴィングリの聖餐論争などに見られるように、聖餐をめぐる論議が、キリスト教の歴史の中で、分裂分派を生み出す重大な神学的要因となってきたことは疑いえない事実である。⁽²⁾

近年、世界的な広がりで見られるエキュメニカルな聖餐論が大きな関心を呼んできているが、その関心の高さは以上のような教会の分裂の歴史的背景と、その根底にある聖餐をめぐる論争に由来していると言えるであろう。こうしたエキュメニカルな聖餐論の高揚は、それ故に単なる一つの神学的関心に留まらない、重要な教会史的意義を内包しているのである。

現代のエキュメニカルな聖餐論には多彩なレヴェルが窺えるが、基本的には二つに大別できる。すなわち、二教派間の対話と合意とWCC信仰職制運動における共同研究と合意という二つレヴェルである。前者の二教派間の対話と合意は、さらにプロテスタント内部の対話とプロテスタントと非プロテスタント間の対話に区分できる。まずプロテスタント内部の対話として注目しなければならないのは、1950年代におけるドイツ福音主義教会のルター派と改革派両者の聖餐論をめぐる合意をめざした『アーノルドズハイン・テーゼ』(Arnordshainer Thesen)である。このテーゼが歴史的に重要な点は、ルターとツヴィングリ論争に遡る聖餐論をめぐる分裂が、その足元において約420年ぶりに両教派が共同研究を重ね、合意を目ざした点にある。そして、この『テーゼ』が契機となって、1973年にはヨーロッパ全体のルター派と改革派の『ロイエンベルク和協』(Leuenberger Konkordie)という合意文書が結ばれるに至ったのである。⁽³⁾

聖餐をめぐる二教派間の対話の成果が、プロテスタント教会内部の枠組をこえてさらに豊かな展開を見せたのは、1970年代に入ってからである。代表的な合意文書を、『成長する合意文書』(Dokumente wachsender Übereinstimmung)⁽⁴⁾に従って概観すれば、まず聖餐の問題に限定し、詳細に検

討を重ね、合意に達した重要な代表例として、聖公会とカトリック教会の『聖餐の教理』(Die Lehre von der Eucharistie, 1971年)とルター派とカトリック教会の『主の食事』(Das Herrenmahl, 1978年)があげられる。

前者の合意文書『聖餐の教理』では、聖餐と秘儀、聖餐とキリストの犠牲、キリストの現在という三点をめぐって合意点と相違点を確認されている。また後者の『主の食事』では、キリストの現在、エピクレーシス、聖餐を賛美の供え物として理解する点、さらに聖餐を執行することが世界と関係し、世界への責任を担うという意味で宣教論的・倫理的パースペクティブをもっている点で、合意点と相違点を確認されている。

さらに、聖餐の問題をも含めて諸教理の合意に達している代表例としては、聖公会とルター派の『プラハ報告』(1970—72年)、聖公会と正教会の『モスクワ声明』(1976年)、メソジスト派とカトリック教会の『ダブリン報告』(1976年)などがあげられる。

ところでエキュメニカルな聖餐論でもう一つ大切なレベルは、WCC信仰職制運動における共同研究と合意に関わるものである。このレベルが決定的に重要な意義をもっているのは、特に第二バチカン公会議以降のカトリック教会がWCCに対して、この信仰職制委員会にのみ正規の会員として参与したことにより、歴史的な諸教派が聖餐論を論議する共通の土俵に出そろったからである。とりわけその共同研究の成果として注目しなければならないのは、1982年にペルーのリマで開催されたWCC信仰職制全体委員会において成立した『バプテスマ・聖餐・職務』(Baptism, Eucharist and Ministry; 通称『BEM文書』或いは『リマ文書』)という、「エキュメニカル運動のカイロス」と呼ばれる歴史的な合意文書である。⁽⁵⁾しかも、WCCが成立する以前に、第一回信仰職制世界会議が、1927年にローザンヌで開催され、聖餐の問題が聖礼典の枠組で論議されたことを考慮すれば、『リマ文書』における「聖餐」の合意文書は55年に及ぶエキュメニカルな共同研究の成果と言える。聖餐の問題をめぐると二教派間対話の成果が、確かに『リマ文書』に影響を与えてきた側面もあるが、むしろ聖餐をめぐると55年に及ぶエキュメニカルな信仰職制運動の歴史的展開が、

エキュメニカルな聖餐論の研究史

二教派間対話を生み出し、具体的な成果に影響を与えてきた側面の方がはるかに重要であろう。

われわれの主要な関心領域は、このようなエキュメニカルな聖餐論の第二のレベル、すなわち1927年以降の信仰職制運動における聖餐論の歴史的展開にほかならない。『リマ文書』における「聖餐」の合意文書を真に理解するためには、1927年以降の信仰職制運動の軌跡における聖餐論の展開過程を丹念にたどることなくしては、表層的理解の域を出ないのではないかというのが、われわれの基本的な認識である。しかも、このエキュメニカルな聖餐論という切り口から、教会一致の神学的側面を担ってきた信仰職制運動の歴史的展開をたどることにより、20世紀のキリスト教の一側面を解明しようとする試みも意図されているのである。

しかしながら、このような信仰職制運動における聖餐論の歴史的展開を扱うこと自体は、われわれの主要な問題の一面でしかない。より重要な問題は、どのような視点からこの主題を解明するか、という問いにほかならない。

そもそも、ecumenical という英語の用語は、通常「教会一致」と訳されてきたが、語源的には「人の住む土地、全世界」という広義の意味内容をもつギリシャ語の *οἰκουμένη* に由来している。1951年のWCC中央委員会は、このような広義の語源的意味内容を考慮して、「全世界に福音を宣べ伝える全教会の課題全体にかかわるすべてのこと」と定義している。⁽⁶⁾この定義の中で、注目すべき点は、ecumenical という用語を教会内部の教派的な一致という狭義の理解に限定するのではなく、むしろ全世界に福音を宣べ伝える全教会の課題全体と広義に解している点である。換言すれば、証しの働きを媒介として教会と世界との関係性が、本質的な ecumenical の内実として受け止められているのである。

前述のヨハネ福音書17章における主イエスの「彼らも一つになるために」という教会の一致を呼びかける祈りは、その一致の目的として「世は、あなたがわたしをお遣わしになったことを、信じるようになります」(21節)と語っている点は、まさにWCC中央委員会の定義と内的に呼応していると言える。われわれが、教会一致の中心的課題に聖餐の問題をみすえつつ、しかもその聖餐と

宣教との相関的關係を根本的に問う意図は、まさにこのような ecumenical という用語の広義的意味を考慮しながらも、主イエスの祈りの意図に即した課題を探究しようとする点にあるのである。

【2】研究史的状況

近年のエキュメニカルな聖餐論は、以上見てきたように、二教派間対話とWCC信仰職制委員会の共同研究という両レベルを中心として大きな高揚と広がりを見せてきている。その聖餐論をめぐる研究状況も、次第に学問的に重要な研究成果が提示されてきているのである。

その中からまず二教派間対話のレベルにおけるエキュメニカルな聖餐論をめぐる研究としてあげなければならないのは、E・ヘーニヒ『近年のエキュメニカルな声明による犠牲としての聖餐』(E.Hönig, Die Eucharistie als Opfer nach den neueren ökumenischen Erklärungen, Paderborn 1989)⁽⁷⁾とJ・レーム『晩餐—ローマ・カトリック教会とルター派教会の対話』(J.Rehm, Das Abendmahl. Römisch-Katholische und Evangelisch-Lutherische Kirche im Dialog, Gütersloh 1993)⁽⁸⁾の両研究である。

前者のヘーニヒの研究は、カトリックの立場から提起されたものであり、標題に見られるように、近年のエキュメニカルな声明における聖餐の犠牲理解をめぐる問題を、特にエキュメニカルな二教派間対話において解明しようとするものである。従って、その研究課題は、「どのような仕方でミサ犠牲の問題が、対話の諸委員会の個々のレポートと声明において扱われているかを研究するかということであった。それに加えて、対話の歴史だけでなく、それぞれの目標設定と方法が考慮される。関連する諸教派間での聖餐の犠牲的性格への問いにおいて成長しつつある合意について語られるかどうか、あるいは諸パートナー間対話が、異なった、不一致の結果をもたらしたのかどうか、検証されるべきである」⁽⁹⁾と叙述される。ヘーニヒが取り上げている主な二教派間対話は、アメリカのカトリック教会とルター派の『聖餐』(1967年)、カトリック教会と聖公会の『聖餐の教理』(1971年)、カトリック教会とメソジスト派の『デンバー報

エキュメニカルな聖餐論の研究史

告』(1971年)及び『ダブリン報告』(1976年)、カトリック教会と改革派の『教会と世界におけるキリストの現在』(1977年)、カトリック教会とルター派の『主の食事』(1978年)などがあげられる。そして、「このような仕方、さまざまな委員会の出発点と扱い方が異なっているにも拘わらず、犠牲としての聖餐理解における承認に至るために、類似の表象と概念が取り上げられたことが明らかになる」⁽¹⁰⁾と、述べられる。

ヘーニヒが、カトリック教会の立場からアプローチしたのに対して、他方、レームの研究は、ルター派の立場から提起されたものである。その研究の目的は、「近年の晩餐問題におけるエキュメニカルな対話の中で合意が引き出されてきた事柄を検証することである。……われわれの主要な問いは、主の食事における分離は、エキュメニカルな対話の諸成果に直面してなお正当化されるかどうかということである。われわれの問いがいかに緊急のものかは、福音主義教会とエキュメニカル運動における状況の変化を考慮する時、明らかとなる」⁽¹¹⁾と、叙述される。

そして、レームの主要な研究対象は、1978年にローマ・カトリック教会とルター派の間でかわされた『主の食事』(Das Herrenmahl)であり、「その範例的分析がわれわれの研究の中心となるであろう」⁽¹²⁾と述べられている。その中でも特に、M・ルターが『教会のバビロン捕囚』(1520年)で提起した三つの論争点、すなわち、信徒に対するパンのみの一種陪餐、晩餐におけるキリストの現在、そしてミサの犠牲理解の三点に、彼の考察の焦点が絞られているのである。

なお、レームの研究との関連では、ドイツにおいて改革派をも包摂して、カトリック教会とプロテスタント教会両者が相互の偏見を自己批判的に検証する本格的な共同研究が取り組まれてきていることは、注目すべきことであろう。⁽¹³⁾

以上見てきたように、ヘーニヒとレームの研究は、両者とも聖餐をめぐる二教派間対話の合意文書を中心とした考察を行っているもので、WCC信仰職制運動の展開の側面はほとんど考慮されていない。歴史的な『リマ文書』における聖餐論が、たとえレベルに違いがあったとしても、十分に考慮されてい

い両者の問題点は指摘されなければならないであろう。さらに、両者に共通している点は、伝統的な聖餐をめぐる争点がどのようにエキュメニカルな対話によって克服されるかという教義学的関心であり、従ってその方法も一貫して教義学的方法が駆使されている点である。それ故に、例えばカトリック教会とルター派との合意文書『主の食事』において、WCC信仰職制委員会の『アクラ文書』(1974年)などの影響もあって聖餐の宣教的次元が明示されているにも拘わらず、その点が十分に評価されていない点は、方法論的な限界を示していると思われる。

他方、近年のエキュメニカルな聖餐論には、WCC信仰職制委員会の共同研究というもう一つの重要なレベルがある。この領域においてとりわけ重要な研究は、G・K・シェーファー『エキュメニカルな文脈における聖餐—1927年のローザンヌから1982年のリマまでの信仰職制における主の食事をめぐる議論』(G.K.Schäfer, Eucharistie im ökumenischen Kontext. Zur Diskussion um das Herrenmahl in Glauben und Kirchenverfassung von Lausanne 1927 bis Lima 1982, Göttingen 1988)⁽¹⁴⁾とP・Ch・イベブイケ『聖餐—1927年のローザンヌから1982年の世界教会協議会の信仰職制委員会による聖餐に関する論議』(P.Ch.Ibebuike, The Eucharist. The discussion on the Eucharist by the Faith and Order Commission of the World Council of Churches Lausanne 1927-Lima 1982, Peter Lang 1989)⁽¹⁵⁾の二つの研究である。

まず前者のG・K・シェーファーの研究では、「この歴史的・教義学的研究は、リマ文書をめぐる論議に貢献しようとするものである」⁽¹⁶⁾と、その方法論的立場について述べられている。シェーファーの研究が「歴史的」であるということは、それが、1927年のローザンヌでの第一回信仰職制世界会議から82年のリマでの信仰職制全体委員会にいたる聖餐論の歴史的展開を扱っているからである。そこでは、ローザンヌ世界会議から『リマ文書』成立に至るまでの重要な信仰職制の歴史的資料が丹念に扱われ、各段階における聖餐論が分析されている。

またその研究が同時に「教義学的」であるゆえんは、それが一貫して教義学

エキュメニカルな聖餐論の研究史

的な関心と視点から分析が行なわれているからである。とりわけ、聖餐論をめぐる伝統的な論争点が、エキュメニカルな信仰職制の歴史的展開の中でどのように教義学的に克服され、新しい理解の教会会議的合意が与えられてきたのかという点に、シェーファーの主要な関心があると言える。

確かにシェーファーの研究は、歴史的資料の扱い方、また事柄の精密な分析力という点で優れた研究であると評価できるであろう。しかし、そこには問題点も介在しており、その第一は、歴史的資料の扱い方に関する点である。すなわち、彼の研究においては必ずしも聖餐論に関わる信仰職制運動史の歴史資料が全部扱われているわけではないのである。各世界会議及び全体委員会の準備過程の扱い方が不十分であり、そのため各時期のエキュメニカルな歴史的背景の叙述が希薄となり、事柄の分析にも不十分な点が見られるのである。例えば、各世界会議に至る委員会レポートはほとんど扱われていないし、また重要な『リマ文書』（1982年）成立について言えば、その準備過程であるバード・ゼーゲベルク協議会（1980年）に全く言及されていないため幼児陪餐の問題に関する分析が不十分なものとなっている。また『リマ文書』への諸教会からの応答もシェーファーにおいては全く扱われていないので、『リマ文書』における聖餐論の広がりとその後の課題が十分に解明されていないのである。

もう一つのシェーファーの方法論的問題点は、その主要な関心が伝統的論争点とその教義学的克服にあるため、特にアクラ全体委員会（1974年）以降、エキュメニカルな公的文書に明記され、重要な理解の局面になってきている聖餐の宣教的次元に対する理解がはなはだ乏しいと言える。ましてやその背景となっている宣教運動からの聖餐論へのアプローチや欧米以外の宣教地における教会からの貢献にはほとんど関心を示していないため、新しい聖餐論の展開への視野を十分に獲得しているとは言い難いのである。さらに言えば、シェーファーの論述が『リマ文書』における聖餐理解の分析と教義学的評価と問題点の指摘で終わっている故に、将来への展望的考察が欠如している問題点もあげられるであろう。

シェーファーの研究がヨーロッパにおけるプロテスタント教会の立場からア

アプローチされたのに対して、P・Ch・イベブイケの研究はアフリカのローマ・カトリック教会の立場からのものである。その研究の関心と方法については、「われわれの関心は、歴史的な研究であると共に教義学的研究でもある」と述べられ、「この研究の中では、対応する委員会の各リポートは、教義学的観点の下で提示され、評価される」と叙述されている。⁽¹⁷⁾

イベブイケの研究は、その方法が歴史的・教義学的方法であり、その対象がローザンヌ世界会議からリマ全体委員会までを扱っている点で、シェーフアーの研究と共通している。他方、シェーフアーと異なっている点は、第一に信仰職制運動史だけではなく、二教派間対話における聖餐の合意文書を大きく扱っていることである（第4章）。第二には、ローマ・カトリック教会固有の聖餐理解を大きく扱っている点に、シェーフアーと異なった特色があると言える（第5章）。そして第三の特色は、『リマ文書』に対する諸教会の応答が考慮されている点があげられる。

ローマ・カトリック教会の立場からの研究として、イベブイケの研究は独自の意義をもっているが、いくつかの問題点も指摘されなければならない。第一の問題点は、エディンバラ、ルンド、モントリオールという大きな三つの世界会議における聖餐論の取り扱いが、わずか第2章だけにまとめられ、各世界会議における独自の意義が十分に評価されていない点である。また、歴史的資料の扱いという点でも、特に各世界会議及び全体委員会の準備過程における資料がシェーフアーの場合以上に不十分な点が多く見いだされる点が指摘される。

もう一つの方法論的な問題点は、教義学的な関心に集中しているため、『アクラ文書』以降鮮明に表現されてきている聖餐の宣教的次元に対する評価が希薄だという点である。ローマ・カトリック教会の教義学的立場が全面に出て、著者自身のアフリカという文化的状況がほとんど反省されず、従って宣教地に生きる教会の視点が全く欠如している点が問題点として指摘される。さらに、シェーフアーと同様、将来の展望的考察が欠如している点があげられるであろう。

日本の研究史的状况では、共通の研究領域においてはほとんど見出されない中で、唯一土肥昭夫の「信仰職制運動史における聖餐論」⁽¹⁸⁾という論文があげら

エキュメニカルな聖餐論の研究史

れる。この論文の意図は、1964年のアールフス会議から日本の教会に対しても聖餐に関する共同研究の呼びかけがあり、その呼びかけを受けとめるかたちで書かれたものである。すなわち、「1927年ローザンヌの第一回信仰職制世界会議以来必要に応じて論じられて来た聖餐論の成果の上に、この問題を研究するならば、何らかの方向づけが与えられるかも知れぬ。そしてこのような問題に関する日本の教会の関心は全体にうすく、その貢献を期待することは出来ないという現状批判をのりこえる途を探索することが少しでも出来れば幸いである」⁽¹⁹⁾と、その意図が述べられている。

この論文の内容的輪郭としては、最初に信仰職制運動史の概観が叙述され、ローザンヌからモントリオール世界会議における聖餐のテキストが部分的に紹介され、そして聖礼典としての聖餐の本質、及び相互陪餐の二点に絞ったかたちで少し立ちいった叙述がなされている。

土肥の論文は、確かに日本の状況においては先駆的意義をもっているが、同時に問題点も指摘されなければならない。第一の問題点は、これは仕方ないことであるが、その対象が1963年のモントリオール世界会議までの時期に限定されていることである。第二の問題点は、一応歴史的に考察するというかたちはとっているが、内容の紹介に終始して方法論的な立場が明かではない点があげられる。特にモントリオール世界会議の準備過程において、後述のように日本の教会から優れた二つの地域レポートが提出され、世界会議でも評価されたが、それに対して一言も言及されていない点は問題点としてあげられるであろう。

【3】研究の方法論

以上、われわれは、エキュメニカルな聖餐論をめぐる近年の主要な研究状況を検討してきた。このような研究史的考察を下に、エキュメニカルな聖餐論を扱うわれわれの方法論的立場を「歴史的・宣教論的方法」として特徴づけ、提唱したい。

まず「歴史的な方法」という場合、それはわれわれの主要な研究対象がエキュメニカルな信仰職制運動における聖餐論の展開を歴史的に考察することを意図

している。すなわち、1927年のローザンヌにおける第一回信仰職制世界会議から1982年のリマにおけるWCC信仰職制全体委員会にいたる信仰職制運動の歴史的展開を背景として、そこにおいて論議されてきたエキュメニカルな聖餐論の変遷を歴史的に考察するということが、「歴史的方法」の基本的意図にほかならない。

さらに、そのエキュメニカルな聖餐論の歴史的展開を、教義学的にではなく宣教論的に考察するという点に、「宣教論的方法」の基本的な意図が存している。すでに研究史的状况において検討したように、二教派間対話のレベルにおけるヘーニヒやレームの研究、あるいは信仰職制運動史のレベルにおけるシェーファーやイベブイケの研究は、何れも教義学的方法によるエキュメニカルな聖餐論の研究であった。「教義学的方法」という意味合いで多少の違いはあるにせよ、共通している点は、聖餐論をめぐる伝統的な争点が、エキュメニカルな対話と共同研究によってどのように克服されてきたのか、あるいは未だ解決を見ていない問題はどこにあるかという点を解明しようとしている点である。

このような教義学的方法による優れた研究成果は、確かにエキュメニカルな聖餐論の研究に大きく貢献した点は、何れも高く評価されなければならないであろう。しかしながら、同時に教義学的方法の内包している限界と問題点が指摘されなければならない。二教派間対話のレベルにおいては、教義学的方法はいまだその有効性を保持していると思われるが、信仰職制運動における共同研究のレベルでは、『アクラ文書』（1974年）や『リマ文書』（1982年）における聖餐理解の内容を鑑みて、もはや教義学的方法だけではその聖餐理解の内容的広がりを十分に評価することができないと思われる。われわれが、宣教論的方法を提唱するのは、まさにこのような教義学的方法の限界と問題点に深く関わっているのである。

われわれが提唱する宣教論的方法の第一の意図は、エキュメニカルな信仰職制運動における聖餐理解の内容的展開と広がり即しているという点である。すなわち、伝統的な教義学的考察が聖餐論を扱う枠組は、教会論における一項の聖礼典の枠組である。その聖礼典の枠組における聖餐論のアプローチは、信

エキュメニカルな聖餐論の研究史

信仰職制運動史においては、1927年のローザンヌと37年のエディンバラにおける二回の世界会議までの、いわゆる比較教会論の時期であった。1952年のルンド以降は、エキュメニカルなリタージカル・ムーブメントを背景として、聖餐論は礼拝論の枠組で扱われてきたのである。ルンドでは、「礼拝の方式」という枠組、そして63年のモントリオールでは、「礼拝とキリストの教会の一体性」という枠組で論議されたことは、そのことを証左している。

しかも、1960年代においては、エキュメニカル運動の中から提起されてきた神の宣教 (missio Dei) の神学を背景として、礼拝と宣教との関係が根本的な再検証を促されたのである。この点は、J・G・ディヴィスの『礼拝と宣教』の研究が明らかにしているように、礼拝を内向的方向、宣教を外向的方向において対立的な教会のベクトルで捉える従来の理解が、根本的な修正を迫られ、礼拝と宣教双方共、神の宣教に参加する同じの教会の働きと理解されるのである。⁽²⁰⁾『リマ文書』の「聖餐」のテキストにおける、「聖餐を祝うことそれ自体が、この世界に対する神の宣教のみわざに参加する教会の宣教わざのひとつなのである」というくだりは、まさにこのような神学的反省の結晶とも言える表現であろう。

信仰職制運動の展開において、聖餐論を扱う枠組が、聖礼典という伝統的な教義学的枠組から聖餐と宣教との相関的關係をも包摂する礼拝論の枠組へと移行してゆく過程の中に、われわれは宣教論的方法の有効性を主張する第一の意図がある。

われわれの宣教論的方法の意図としてもう一つあげなければならないのは、聖餐の事柄は、エキュメニカル運動にとっては、一つの重要な教理的問題というより、むしろエキュメニカル運動全体の中心的事柄であるという点に深く関わっている。Ecumenical とは、既述のように、教会の宣教の証し全体を包摂する内実をもっているが、この点は特に1961年のニューデリーにおける第三回WCC総会において、宣教の問題を担ってきた国際宣教協議会 (IMC) がWCCに合流することにより、教会の一致の事柄は宣教との緊密な相関的關係において考察されなければならないという重要な認識が確認されている。事実、『リ

マ文書』が作成されてゆく過程の中で、このような宣教運動(国際宣教協議会：IMC、WCCに合流して以降は世界宣教・伝道委員会：CWME)からの看過できない大切な貢献を窺うことができ、『リマ文書』が成立した翌年の1983年にWCC—CWMEから、聖餐の宣教的次元を叙述した二つの文書(“Mission and Evangelism: An Ecumenical Affirmation”と“Sharing one bread, sharing one Mission: The eucharist as missionary event”)⁽²¹⁾が提出されたことは、その点をよく物語っていることなのである。

われわれが教義学的方法の問題点としてあげるのは、それがこのような信仰職制運動における聖餐論の形成過程に反映しているエキュメニカルな宣教運動からの貢献を、ほとんど視野に入れていないという点であり、従来の研究の大きな問題点として指摘されなければならない。従って、その問題点と限界をふまえながら、われわれが聖餐論に対してエキュメニカルな宣教運動からのアプローチ、具体的には世界宣教会議の論議及びそこにおける宣教神学者からの貢献を十分に考慮し、評価しようとする点に、宣教論的方法の第二の意図があると言えるであろう。

宣教論的方法の第三の意図は、宣教地に生きるいわゆる非欧米圏の教会における聖餐理解を積極的に受けとめ、評価しようとする点にある。非欧米圏の教会の中でも、特に信仰職制運動の当初から、少数者ながら参与し、先駆的な貢献を果たしてきたのは、アジアの教会と代表者であった。にも拘わらず、従来、信仰職制運動におけるアジアの教会の参与と貢献を積極的に評価しようとする研究は、ほとんどなかったと言える。⁽²²⁾

本論において歴史的に論述されることになるが、1927年のローザンヌにおける第一回信仰職制世界会議以降、教会の一致及び信仰職制の事柄と宣教との不可分的関係、そして聖餐の宣教的次元をめぐって、アジアの教会からの代表者は預言者的発言をもって貢献してきている。伝統的な争点の克服に主要な関心をおく教義学的方法は、このような宣教地に生きる教会からの問題提起と貢献を評価する視野を全くもってはおらず、まさのその問題点と限界において、われわれの宣教論的方法はその有効性をもっているのである。

エキュメニカルな聖餐論の研究史

「歴史的・宣教論的方法」というわれわれの方法論的立場は、エキュメニカルな解釈学の方法論で表現すれば、二種の解釈学的方法として言い表すことが可能であろう。すなわち、聖書と伝統の解釈学と異文化間の解釈学である。

前者の聖書と伝統の解釈学は、特に1963年のモントリオールにおける第四回信仰職制世界会議において大きな主題となり、以降エキュメニカルな解釈学の基本的なモデルとなったと言えるであろう。⁽²³⁾教会の一致に関わる信仰職制の基本的問題は、聖餐の問題をはじめとして伝統的争点によって分裂の歴史を経てきたが、そうした諸教会の伝統を相対化し、対話と合意への道を拓いてきたのは解釈学的原理としての聖書にほかならない、というのが聖書と伝統の解釈学である。実際に、70年代以降急速に聖餐をめぐる二教派間対話の合意が増大してきた事情は、このような解釈学に負ってきているし、『リマ文書』に至るエキュメニカルな聖餐論の展開に大きく寄与してきた方法論も、この解釈学であったと言ってさしつかえないであろう。

後者の異文化間解釈学は、特に1993年のサンチャゴ・デ・コンポステーラにおける第五回信仰職制世界会議で論議され、これからのエキュメニカル運動にとっての重要な解釈学として提唱されてきた方法論である。⁽²⁴⁾聖餐の問題を宣教運動のアプローチから検討し、またアジアの宣教地に生きる教会の視座から、ヨーロッパの教会で形成されてきた伝統的な聖餐理解を問い直し、聖餐の宣教論的考察を試みようとするわれわれの方法は、新たに提唱されてきたエキュメニカルな異文化間解釈学に呼応するものと言えるであろう。

われわれの「歴史的・宣教論的方法」という方法論的立場は、その故エキュメニカルな聖餐論を、聖書と伝統の解釈学の成果を重視しつつも、宣教論の視点から批判的に検討するという意味で異文化間の解釈学に関わると言えるのである。

【4】研究の課題

以上、われわれの研究の意図に即して、研究史的状况を批判的に検討し、そこからわれわれの研究の方法論的立場を明らかにしてきた。最後に、エキュメ

ニカル運動における聖餐論を歴史的・宣教論的方法に立脚して考察してゆく具体的な研究課題に言及したい。

第一の課題は、1927年のローザンヌ世界会議から82年の『リマ文書』の成立とそれに対する応答プロセスに至る信仰職制運動史の輪郭を、資料を駆使してたどりながら、エキュメニカルな聖餐論の歴史的背景を明らかにすることである。わけても、世界会議ないしは全体委員会の準備過程、概要、そして討議資料について叙述することは、各段階における聖餐論の特徴と意義を解明する上で必須の課題と言えるであろう。

この課題は、シェーファーとイベブイケの研究においては必ずしも十分とは言えず、そのため聖餐論の考察においても事柄の理解の広がりにも問題点も残すところとなったのである。なお、この課題は、信仰職制運動史を基軸として20世紀のエキュメニカル運動の歴史的展開を素描しようとする試みでもある。

第二の課題は、各世界会議、全体委員会から提出された公的リポートあるいは文書における聖餐論を内容的に分析・検討する課題である。各時期において、どのような聖餐理解の局面がエキュメニカルな合意として強調されてきたのか、聖餐をめぐるエキュメニカルな相互理解がどのように進展してきたのか、そして宣教論の視点がどの段階から反映されてきたのかを解明したい。この課題は、基本的には聖書と伝統の解釈学に関わるものであり、エキュメニカルな聖餐論の展開における基礎的なものとなると言えるであろう。

さらに第三の課題は、宣教論の立場から、各世界会議あるいは全体委員会における聖餐論を検討する課題である。具体的には、一つはエキュメニカルな宣教運動からのアプローチの中に聖餐理解の宣教的次元を跡づけようとするもので、世界宣教会議のリポートあるいは指導的な宣教神学者の貢献などを検討してみたい。もう一つは、アジアの教会がどのように参与し、貢献してきたかという点を、各時期におけるアジアの神学者の貢献やアジアの諸教会からの応答を分析し、その宣教論的考察を試みようとするものである。このような課題は、従来の研究ではほとんど顧みられなかった点である。

そして第四の課題は、日本の教会における聖餐論の展開状況を歴史的にたど

エキュメニカルな聖餐論の研究史

る課題である。日本の教会が、世界会議や委員会などにどのように参与し、貢献してきたのかを歴史的に検討してみたい。そして、そのような関わりが、日本の教会的状況においてどのように反映されてきたのか、特に礼拝論や聖餐論との関連でいかなる影響関係があったのかを考察してみたい。このような考察も、本論文において初めて試みられる課題である。

以上のような四つの課題に即して、1927年のローザンヌにおける世界会議から82年のリマにおける全体委員会に至る各世界会議および全体委員会における聖餐論の歴史的展開を考察したい。本論文の構成は、以下の通りである。

- 第一章 ローザンヌ世界会議（1927年）
- 第二章 エディンバラ世界会議（1937年）
- 第三章 ルンド世界会議（1952年）
- 第四章 モントリオール世界会議（1963年）
- 第五章 アクラ全体委員会（1974年）
- 第六章 リマ全体委員会（1982年）
- 第七章 聖餐の宣教論的考察

この構成に示されているように、第一章から第六章までは、ローザンヌ、エディンバラ、ルンド、モントリオールという四回の世界会議、及びアクラとリマの二回の全体委員会にいたる信仰職制運動における聖餐論の展開を歴史的に考察しようとするものである。その際、前述の四つの課題がそれぞれ各章において検討され、論述されるであろう。

最後の第七章の聖餐の宣教論的考察においては、ローザンヌ世界会議からリマ全体委員会までの聖餐論の歴史的展開を、比較教会論の時期、キリスト論的教会論の時期、そして見える一致を求める時期の三期に区分して特に宣教論の視点から批判的に回顧しようとするものである。さらに、そのような批判的回顧を背景として、今後益々重要な局面となると思われる聖餐の宣教的次元について、いくつかの重要な局面の展望的考察を、近年の聖餐論の諸研究とも対論しながら試みたいと思う。

【注】

拙著『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から』（日本キリスト教団出版局 1997年）が、昨年7月に関西学院大学より神学博士学位論文として受理されたが、本稿はその学位論文審査の際、「序論」として神学研究科に添付して提出したものである。

- (1) 20世紀のエキュメニカル運動の歴史的展開について、1968年までは、R. Rouse/S. C. Neil(ed.), *A History of the Ecumenical Movement 1517-1948*, WCC-Geneva 1954, 及び H. E. Fey(ed.), *The Ecumenical Advance. A History of the Ecumenical Movement Vol. 2 (1948-1968)*, WCC-Geneva 1970 を参照。また、90年代初めまでについては、草創期、全体主義下、戦後（前半）、戦後（後半）の四区分でエキュメニカル運動の歴史を叙述した拙稿の一連の論文（『神学研究』37—40号、1990—93年）を参照。
- (2) 宗教改革の時代における聖餐論については、J. Staedtke, *Abendmahl III/3 Reformationszeit*, in: TREI, Berlin/ New York 1976, pp.106-122を参照。
- (3) 『アーノルズハイン・テーゼ』のテキストの訳とその意義、及び『ロイエンベルク和協』にいたる広がりについては、拙稿「合同教会における聖餐の問題」（日本基督教団宣教研究所編『聖餐』日本基督教団出版局、1987年）を参照。
- (4) H. Meyer/H. J. Urban/L. Vischer(Hg.), *Dokumente wachsender Übereinstimmung. Sämtliche Berichte und Konsentexte interkonfessioneller Gespräche auf Weltebene. Bd. I(1931-32)*, Paderborn/Frankfurt a. M.,1983.
- (5) *Baptism, Eucharist and Ministry*, WCC-Geneva 1982、邦訳は、日本キリスト教協議会信仰職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務』（日本基督教団出版局、1985年）を参照。
- (6) 拙稿「エキュメニズムと宣教論」（神田健次他編『総説 実践神学』日本基督教団、1989年）を参照。

エキュメニカルな聖餐論の研究史

- (7) E.Hönig, Die Eucharistie als Opfer nach den neueren ökumenischen Erklärungen, Paderborn 1989 は、1987年にフライブルク大学神学部に学位論文として受理された著書である。
- (8) J. Rehm, Das Abendmahl. Römisch-Katholische und Evangelisch-Lutherische Kirche im Dialog, Gütersloh 1993 は、1991年にテュービンゲン大学神学部に学位論文として受理された著書である。
- (9) E. Hönig, Die Eucharistie, p.15.
- (10) Ibid., p.19.
- (11) J. Rehm, Das Abendmahl, p.15.
- (12) Ibid., p.24.
- (13) K. Lehmann/W. Pannenberg(Hg.), Lehrverurteilungen - kirchentrennend ? I.Rechtfertigung, Sakramente und Amt im Zeitalter der Reformation und heute, Freiburg/Göttingen 1986.
- (14) G. K. Schäfer, Eucharistie im ökumenischen Kontext. Zur Diskussion um das Herrenmahl in Glauben und Kirchenverfassung von Lausanne 1927 bis Lima 1982, Göttingen 1988.
- (15) P. Ch. Ibebuike, The Eucharist. The discussion on the Eucharist by the Faith and Order Commission of the WCC Lausanne 1927-Lima 1982, Peter Lang 1989.
- (16) G. K. Schäfer, Eucharistie, p.4.
- (17) P. Ch. Ibebuike, The Eucharist, p.5.
- (18) 土肥昭夫「信仰職制運動史における聖餐論」(『基督教研究』第34巻第一号、第二号、1965年)。
- (19) 同掲論文(『基督教研究』第34巻第一号、86頁)。
- (20) J. G. Davies, Worship and Mission, London 1966 (岸本羊一訳『現代における宣教と礼拝』日本基督教団出版局、1968年)を参照。
- (21) J. Stromberg(ed.), Mission and Evangelism : An Ecumenical Affirmation, WCC-Geneva 1983 ; J.Stromberg(ed.), Sharing one bread, sharing

- one mission : The eucharist as missionary event , WCC-Geneva 1983.
- (22) 例外的には、H. R. Weber, *Asia and the Ecumenical Movement* (1895-1961), London 1966, pp.212-219があげられるが、聖餐理解が特に取り上げられているわけではない。
- (23) モントリオールにおける第四回信仰職制世界会議については、第四章で取り上げられるが、その内容については、P. C. Rodger/L. Vischer(ed.), *The Fourth World Conference on Faith and Order Montreal 1963*, London 1964 を参照。
- (24) エキュメニカルな解釈学のこのような二つの側面について、T. F. Best/G. Gassmann(ed.), *On the Way to Fuller Koinonia. Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order, WCC-Geneva 1994*, 及び筆者のレポート「新しいコイノーニアの展開」(『福音と世界』1993年11月)を参照。